

消費者契約法施行規則（案）及び適格消費者団体の認定、 監督に関するガイドライン（案）に対する意見書

2006年12月14日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 消費者契約法施行規則（案）（以下「施行規則（案）」という。）31条1項が定める情報の範囲には、全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下、「pio-net」という。）に登録された情報のみならず、具体的な勧誘態様や具体的な契約条項など、より詳細な情報を含めるべきである。
- 2 施行規則（案）31条2項については、地方公共団体が、適格消費者団体に対し、本制度の実効的な実施のために必要と認める場合にはpio-net情報以外の情報を提供できることすべきである。
- 3 施行規則（案）3条1項の事業の区分について、法律事務所と司法書士事務所を一つの分類とせず、法律事務所と司法書士事務所は別の分類とすべきである。
- 4 適格消費者団体の認定、監督に関するガイドライン（案）（以下「ガイドライン（案）」という。）5頁で適格消費者団体の体制整備の1つの目安として斟酌する事項として、社員数につき100人存在することをあげていることは不適当である。

第2 意見の理由

- 1 消費者契約法（以下「法」という。）40条の国民生活センター・地方自治体から提供を受けることができる情報の範囲について（施行規則（案）31条1項）
我が国では、現在消費生活相談は主に地方自治体などの行政が無料で担当しており、これらの情報は行政に集中しているという現状がある。消費者団体でも消費生活相談を実施しているところはあるが、集約される情報は限定的であり、110番活動もマスコミに報道されなければ効果的に情報は得られない。これらの実情からすれば、本制度が有効に機能するためには、消費生活相談に関する情報が集中している国民生活センター・地方自治体からの適格消費者団体に対する情報提供が効果的になれることが必須である。

施行規則（案）31条1項では、これらの情報の範囲はpio-netに登録された情報に限定されている。しかし、pio-net情報では、数百字程度の事案の概要が示されているだけで、問題となる実際の契約条項の具体的な内容、不当な勧誘行為の詳細な内容は明らかにならない。実際に適格消費者団体が訴権行使を検討するには契約条項の具体的な内容、不当な勧誘行為の詳細を知ることが不可欠である。このことからすれば、pio-net情報だけでなく、地方自治体の消費生活相談におけるより詳細な内容が情報提供される必要がある。

- 2 地方公共団体の判断で提供される情報について（施行規則（案）31条2項）
施行規則（案）31条2項では他の法令・条例によって1項以外の情報を提供する

ことが可能な旨定める。しかし、現在の国民生活センターの情報公開に関する情報開示基準、各地方公共団体での情報公開条例に基づく開示基準は、特定の事業者を対象としたものについては 相談の年月と 件数しか開示されず、新たに各地方公共団体で本制度によって開示できる範囲を拡張する条例を作成しない限り効果的な情報提供はなされない。従って、同項だけでは効果的な情報提供は期待できない。

地方公共団体が条例を制定しなければ適当と認める情報を適格消費者団体に提供できないのは迂遠であるし、このように施行規則が地方公共団体の情報提供について消極的姿勢であれば、实际上、地方公共団体の情報提供が進まない可能性がある。

従って、施行規則によって、各地方公共団体がその判断で適格消費者団体に情報提供ができることが妥当であり、同項については、地方公共団体が、本制度の実効的な実施のために必要と認める場合は、1項以外の情報を適格消費者団体に提供することができる、とすべきである。

3 法13条3項4号口(2)の内閣府令で定める事業の区分について

施行規則(案)3条では法律事務所と司法書士事務所が同一の事業に分類されている。

しかし、法13条で同一の業種の関係者が1/2を超えないこととしたのは、同一業界の者がいると業界利益をことさらに守るために訴権が適切に行使できない事態が生じうるためである。しかし、弁護士と司法書士は、隣接業種ではあるが、弁護士は訴訟事務を中心的に行い、司法書士は登記事務を中心的に行っているのであって、その業務内容は相當に異なる。このような異なる業種を同一業種とするのは本条の趣旨に沿わない。しかも、適格消費者団体を目指している団体の理事には、弁護士と司法書士が存する団体があり、本条の内容では実際の団体運営上も支障ができる可能性がある。従って、法律事務所と司法書士事務所は別の業種に分類すべきである。

4 ガイドライン(案)で示された100人の基準について

ガイドライン(案)5頁では、適格消費者団体の体制整備の1つの目安として斟酌する事項として、社員数につき100人存在することをあげている。しかし、本制度では、適格消費者団体の認定要件について、活動実績、差止請求関係業務の遂行体制及び業務規程の整備、専門委員体制の整備、経理的基礎があること等が求められ、監督についても法30条以下で厳格に規定されている。法は、このような厳格な認定要件、監督規定があるかわりに人数要件は課さないとしたのであって、ガイドラインで上記の人数要件が規定されるのは不適当である。

なお、当連合会は、従前、適格消費者団体の人数要件として100人以上とする意見を述べてきたが、これは、法が定めるような厳格な認定要件、監督規定を前提とはしないかわりに100人とする人数要件を述べてきたものである。